

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2020

5

May



No.562

SCHEDULE

主要行事予定

令和2年5月～令和2年7月

下記の主要行事予定ですが、中止又は延期になる場合がございますので、ご了承ください。最新情報につきましては、鶴見法人会ホームページへアップ致しますので、ご確認ください。

5月

12日(火) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

14日(木) **一般可**
●令和2年度第38回源泉所得税研修会第一講・開講式
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 15:00～
【テーマ】 源泉所得税の実務(その1)

21日(木) **一般可**
●新設法人説明会
【場 所】 鶴見税務署1階会議室
【時 間】 13:30～

22日(金) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

6月

2日(火) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

4日(木) **一般可**
●令和2年度第38回源泉所得税研修会第二講
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 15:00～
【テーマ】 社会保険料徴収事務

9日(火) **一般不可**
●青年部会役員会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

18日(木) **一般不可**
●第9回通常総会
【場 所】 ホテルキャメロットジャパン
【時 間】 受付16:00 開会16:30

26日(金) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

7月

7日(火) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

14日(火) **一般不可**
●青年部会役員会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

27日(月) **一般可**
●新設法人説明会
【場 所】 鶴見税務署1階会議室
【時 間】 13:30～

28日(火) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

新入会員紹介

令和2年2月～令和2年3月

支部名	法人名	正会員・賛助会員		代表者氏名	住所	
		電話			業種	紹介者
鶴見中央	大和証券(株)川崎支店	賛助会員	山本 真帆	川崎区駅前本町12-1	証券業	(名)宮田家具店
		044-244-2121				

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

- 相談日 令和2年5月20日(水)、7月15日(水)
- 時 間 午後1時
- 場 所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。
なお、税理士の斡旋・無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は 随時行っておりますので、ご利用ください。

鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約2000社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで

<http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。



Profile

法人名 澤野商事株式会社
支 部 鶴見旭支部
役職名 代表取締役
氏 名 澤野 智子氏
続 柄 娘
氏 名 澤野 百月(ユツキ)
趣 味 テニス・LIVE

撮影場所：(有) セントラルスタジオ

INDEX

- スケジュール／新入会員紹介／税務無料相談
- 理事会報告／事業Report……………1
- 鶴見税務署からのお知らせ……………2～3
- 鶴見ガイドあれこれ……………4
- 鶴見ガイドあれこれ番外編(税金クイズ)……………5
- 鶴見ガイドあれこれ番外編(税金クイズ解答)……………6
- 横浜市からのお知らせ……………7
- 会員優待サービスブック……………8
- 神奈川県警察・新型コロナウイルス関連(詐欺)……………9

募集中! 会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中! お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

理事会報告

3月24日(火)

法人会会議室において、石津副署長、佐藤法人課税第1部門統括官、天野法人課税第1部門上席調査官のご出席を賜り、理事・監事20名が出席し開催した。



下記の議題について審議をおこなった。

1. 令和2年度予算案について
2. 令和2年度事業計画案について
3. 資金調達及び設備投資の見込みについて
4. 事務処理規程の制定について

事業 Report

バス研修会 2月15日(土) 組織委員会

昨年度まで各支部主催で開催していたバス研修会を、本年度より本会組織委員会にて主催し、広く参加者を募った。訪問先は、千葉南房総の旅でバス 3 台・120名の会員の参加を仰いだ。

当日は、好天に恵まれ、人気の農溝の滝見学や、皆が舌鼓を打ったホテル三日月での昼食バイキングやいちご狩り、またバス車内では税に関するビデオ鑑賞、帰途には東京湾フェリーに乗船し、潮風を受けながら一時の船旅などを楽しんだ。一方、途中バス車窓からは、昨年秋の台風で被害を受けた民家の屋根にたくさんのブルーシートが有り、印象に残るものであった。あらためて台風の凄さを目の当たりにした一日でもありました。



労働社会保険セミナー 2月21日(金) 事業委員会

鶴見法人会会議室にて20名の参加で開催した。講師に内藤労務管理事務所 内藤恵子氏をお迎えして、「社労士を活用して助成金を利用しよう!」の演題でセミナーをおこなった。



自宅等で 請求データを作成

自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で納税証明書請求データを作成します。



使って快適!
e-Tax

税務署窓口で 本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ短い時間で受け取れます。
(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の送信が不要です!!



納税証明書の請求は 便利なオンライン請求を ご利用ください!

メリット
1

手数料が安価です。

1 税目 1年度
1 枚 370円 (通常400円)

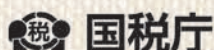
メリット
2

窓口での待ち時間が
短縮できます。

e-Taxの
利用可能時間

- 月曜日～金曜日 (休祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始します。
- 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時
※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp



オンライン請求 の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ
(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)または
e-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)



1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を
選択し作成してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒



(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

2 オンライン請求

- ▶ 画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合
には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の
場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4 納税証明書の受取

- ▶ 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送 または 電子ファイルで 受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書
を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダーライタの購入等の事前準備が必要です。インターネットバンキングや
ATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
- ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは
有効期限内であれば何度でもお使いいただけます。)

(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

Q 検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の
情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

鶴見ガイドあれこれ

自然について



自然を感じるのには良い。本当に良い。押しつけるつもりは無いが本当に良いのだ。現在、外ではマスクを着用しているべきだが、社会的距離を保ちつつ一時的にマスクを外すと、そこには春の匂い、その日の天気の良い匂い、朝昼夜の時刻の匂いを感じる事が出来るはずだ。「センス・オブ・ワンダー」や「沈黙の春」を著したアメリカの自然学者レイチェル・カーソンは「地球の美しさや神秘を感じとれる人は、科学者であろうとなかろうと、人生に飽きて疲れたり、孤独にさいなまれることはないでしょう」と記している。さすがにそこまで出来る人間は少ないと思うし、最近では自然もいっそう荒々しくなり人間に牙を剥く事も多い。しかし、日本人は今よりも遥かに厳しい時代に、庶民ですら自然の事を歌に詠んでそれを遺してきたのだから、自然を感じる事は疑いもなく、全く良いものだと行って過言ではないはずである。

春はあけぼの。独特の白すんでくる空が冬の終わりを感ぜさせ、草木が芽吹き桜が咲き花びらが舞い散り、それから雨が降れば濡れた新緑のまぶしさを感じる事が出来る。梅雨はあじさいが咲き、耳を澄ませばカエルの鳴き声が聞こえてくるかもしれない。あじさいが枯れる頃には雨の向こうに夏を見ることが出来るだろう。清少納言は生涯のほとんどを山に囲まれた地ですごしたが、もし横浜のような海沿いで過ごせば枕草子の内容も違っていただろうか。また春は花見、こどもの日、田植えで酒が飲める。

夏は夜。日中の日差しがなくなり暑さも若干薄れ、螢はなかなか見ないがまだすこし鳴いているセミに、夏という季節特有の生命の燃え盛りを感じる事が出来るだろう。木々の緑も緑色に燃えに燃える。海でも山でもどこに出かけるにもよい季節で、1年の中で最も活動的になれる。しかし、もし螢をどこかで見る事ができれば、その灯りの中に桜と同じような儂さと、生命の燃焼と裏返しの死の感覚をかすかに感じる事もあるかも知れない。

また夏は七夕や台風で酒が飲める。暑いからという理由でも飲む事が出来るのだ。ビールがうまい。

秋は夕暮れ。夏の盛り上がりから気が付けば日は短くなり、セミと秋の虫の合唱を聴ける。セミの声がなくなり秋の虫のみになり、それもやがて消える。収穫の季節を迎え、やがて冬が来るだろう。昔は運動会がこの季節で酒が飲めたが今は違う。しかし何もなくても酒を飲む事は出来るのだ。

冬は早朝。この季節特有の澄んだ空気に差し込む朝の光は、夏のそれ以上のエネルギーを持っているのではないかと思わせる鮮烈さがある。雪が積もる事はなかなかないが、積もった日には良い意味での非日常感がある。一年中で最も不毛な季節であるが、彼岸を過ぎれば寒さも緩み、いつしか日差しが春めいている事に気付くだろう。そしてある朝、道端にアスファルトを押しつけて芽を出した生命を見て、春の訪れと冬の終わりを感ぜることが出来るだろう。

そして冬は正月、豆まき、ドサクサ紛れで酒が飲める。飲めるったら飲めるのだ。

結局酒が飲めれば良いのではないかと言われそうだがそうではない。ただ酒を飲むのではなく自然を感じながら飲めばより一層おいしく飲める。話題がずれてしまったが、とにかく自然を感じる事は良い。酒があればなお良い。なくても良いがあつた方が良い。何を言いたいか自分でも分からなくなってしまったが、今は飲みながら書いているわけではない。

自然を感じる事は良いと申し上げたいのである。今は大変な時期ではあるが、自然は変わらずそこにあり、楽しもうとする我々に無限に与えてくれるだろう。もしも可能であれば時々自然を、季節を感じる事をお勧めしたい。

広報委員 寺嶋将人

鶴見税務署幹部と一緒に考える 税金クイズ

女性部会では、毎年秋に鶴見税務署の署長はじめ幹部の方々をお招きし、税務研修会を実施しています。

第一部で署長の講演をうかがった後、第二部では『鶴見税務署幹部と一緒に考える税金クイズ』を行うのが近年の恒例となっていますが、その昨年10月に開催した税務研修会において、鶴見税務署の方が考えてくださった税金クイズの中から、抜粋してご紹介します。今回は消費税率引き上げの実施直後だったこともあり、軽減税率に関する問題です。

さて、何問分かりますか?(答えは7ページにあります)

軽減税率 何が 8% で何が 10% ?



1 ビールやワインなどの酒類

2 栄養ドリンクのうち医薬部外品に該当しないもの

3 水道水

4 インターネット通信販売で販売する食品

5 デパ地下の寿司売り場の
イートインカウンターで食べる
お寿司

6 近所の寿司屋さんで飲食した後、
持ち帰り用として握ってもらった
お寿司

7 大学の学生食堂で提供される
150 円のカレーライス

8 書店が、商店街のお祭りの際に
店先で臨時に販売するジュース
や綿菓子を店先に設置したベン
チで飲食させる場合

9 定期購読契約により
週 1 回発行し郵送される
業界紙



10 パソコンやスマホで閲覧する電
子版の新聞(毎日随時情報が
更新されるもの)を定期購読契
約している場合

鶴見税務署幹部と一緒に考える **税金クイズ 解答**

- 1** 10% ビールやワインなどの酒類
アルコール度数が1度以上の酒類は10%
(ノンアルコールビールや甘酒は1度未満のため8%)
- 2** 8% 栄養ドリンクのうち医薬部外品に該当しないもの
医薬部外品に該当しないものはほかの清涼飲料水と同様
(医薬品や医薬部外品に該当するものは10%)
- 3** 10% 水道水
人の飲用にも用いられますが、風呂やトイレの水としても利用され、人の飲用だけに供されるものではないため
- 4** 8% インターネット通信販売で販売する食品
販売方法が通信販売であっても、単なる飲食料品の販売であることに変わりはない
- 5** 10% デバ地下の寿司売り場のイートインカウンターで食べるお寿司
コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペースでの飲食と同様
- 6** 8% 近所の寿司屋さんで飲食した後、持ち帰り用として握ってもらったお寿司
持ち帰り用に握ってもらった寿司は、単なる飲食料品の販売であるため
(店内で飲食するために提供された寿司を、食べきれなかったために折り詰めにして持ち帰る場合は10%)
- 7** 10% 大学の学生食堂で提供される150円のカレーライス
小中学校など義務教育諸学校の設置者がすべての児童・生徒に対して学校給食として行う飲食料品の提供は8%ですが、大学は義務教育諸学校に該当せず単なる外食に該当するため10%
- 8** 10% 書店が、商店街のお祭りの際に店先で臨時に販売するジュースや綿菓子などを店先に設置したベンチで飲食させる場合
飲食設備で飲食させる場合は10%(持ち帰りや食べ歩きであれば8%)
- 9** 10% 定期購読契約により週1回発行し郵送される業界紙
新聞の販売で8%が適用されるケースは、一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡。
業界紙でも週2回以上発行されるものは8%ですが、週1回なので10%
- 10** 10% パソコンやスマホで閲覧する電子版の新聞(毎日随時情報が更新されるもの)を定期購読契約している場合
電子版の新聞は、モノの譲渡(販売)に該当せず、サービスの提供(電気通信利用役務の提供)に該当するため10%

何問正解できましたか？

～「横浜みどり税」について～

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様へ「横浜みどり税」をご負担いただいています。今後も「横浜みどりアップ計画2019-2023」を進めていくため、引き続きご負担をお願いします。



平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いします。

法人の区分		横浜みどり税を含む税率 (年 額)
資本金等の額	従業者数	
下記以外の法人等	人数にかかわらず	54,500円
1千万円以下	50人以下	54,500円
	50人超	130,800円
1千万円超1億円以下	50人以下	141,700円
	50人超	163,500円
1億円超10億円以下	50人以下	174,400円
	50人超	436,000円
10億円超50億円以下	50人以下	446,900円
	50人超	1,907,500円
50億円超	50人以下	446,900円
	50人超	3,270,000円

※平成26年4月1日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご注意ください。

～法人税割の一部国税化に伴う税率の変更～

地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方税法における法人市民税法人税割の税率が3.7%引き下げられ、その引下げ相当分が国税化されました。これに伴い、本市においても、法人市民税法人税割の税率を3.7%ずつ引き下げます。

資本金の額及び出資金の額	税率		差
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び法人税法第4条の7に規定する受託法人	12.1%	8.4%	▲3.7%
5億円以上10億円未満の法人	10.9%	7.2%	
5億円未満の法人及び資本又は出資を有しない法人等(保険業法に規定する相互会社を除く)	9.7%	6.0%	

都道府県民税と市町村民税を合わせた法人住民税の税率引下げ相当分が地方法人税の税率に引き上げられることから、法人の税負担は変わりません。

法人市民税に関する申告先・お問合せ

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当 〒231-8316 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル9階

こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」はお取り扱いしておりません。受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除きます。時間外の受付は行っておりません。) 電 話：045-671-4481

財政局法人課税課は令和2年12月頃、以下の所在地に移転する予定です。

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

同封のサービスブック、会員法人会会員優待カードについて

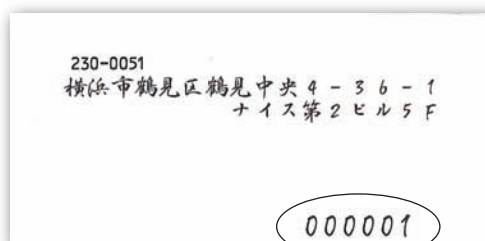


社長も社員も使えるハッピーなサービス会員優待サービスブック2020年度版をお届けします。地元鶴見地区の店舗をはじめ、掲載大型レジャー施設、店舗の優待を受けることができます。優待先でのご利用には、同封の法人会会員優待カードの提示が必要となります。会員優待カードには、法人名、会員番号の記載が必要となります。会員番号は、当会の情報誌「ホットライン」封筒宛名欄(貴社)の法人名の下、6桁の番号となりますので、ご確認ください。

不明の場合は、法人会事務局にお電話をいただければ、お伝えいたします。会員優待カードは、8枚綴りとなっておりますが、追加が必要な場合は、法人会事務局にお問合せください。多くの会員の方々のご利用をお待ちしております。



貴社法人名



会員番号

新型コロナウイルスの感染拡大に乗じた 詐欺・悪質商法の手口に注意!



電話で

「新型コロナに感染し
お金が必要」
「給付金があります」



全て

詐欺
欺
です!

「水道管にウイルスが
ついてる」
「コロナはマイナスイオン
で死滅します」



新型コロナウイルスに関しての不審な電話
やメールがあったらすぐ通報 (110番) !!



神奈川県警察

第9回 通常総会のご案内

日時

令和2年6月18日(木)

開会:午後4時30分(受付開始:午後4時)

会場

新型コロナウイルス感染拡大により未定
5月25日以降、当会ホームページにてご確認ください。

総会次第

総会

- 1 開会の辞
- 2 会長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 事
 - 第1号議案 令和元年度収支決算報告承認の件
(会計監査報告)
 - 第2号議案 監事増員の件
 - 報告事項 令和元年度事業報告
令和2年度事業計画
令和2年度収支予算
- 6 功労者表彰 感謝状および記念品贈呈
- 7 来賓祝辞
- 8 閉会の辞

※尚、懇親会につきましては、コロナウイルス感染拡大防止、会員の皆様の健康を配慮して中止させていただくことになりました。

- * 当日出席される方はご自分の名刺をご持参ください。
- * 申込みをされた方で、急遽欠席される方は必ず事務局へご連絡ください。

総会欠席の場合は必ず委任状をご返信ください。

総会当日は、同封の議案書を必ずご持参ください。

(公社)鶴見法人会事務局

TEL.045-521-2531 FAX.045-503-2051

